明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

記載要領

1　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　第一面関係

①「許可番号」の欄には、許可権者について下表により該当する者を記入するとともに、許可番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	

②「事務所の別」の欄には、「本店」又は「支店」（商人以外の者にあっては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」）の別について記入すること。

3　第二面関係

①第二面は、事務所ごとに作成すること。

②「事務所の別」の欄には、「本店」又は「支店」（商人以外の者にあっては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」）の別について記入すること。

③「登録番号」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号を記入すること。この際、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当する都道府県知事を記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の－（ダッシュ）の後ろに「１」を記入すること。

（記入例）

東京都知事	第	000100	号 －	

［東京都知事登録第000100号の場合］

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事（空知）
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事（上川）
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事（留萌）
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事（宗谷）
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事（オホ）
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事（胆振）
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（日高）
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（十勝）
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（釧路）
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事（後志）	北海道知事（根室）